

搬出困難地における森林整備事業

【事業の目的】

搬出が困難で未整備となっている人家や公共施設等に隣接する森林について伐採・整備を行い、山地災害を未然に防止するとともに、花粉発生源対策の推進を図る。

【事業の概要】

- 1 事業主体：市町村
- 2 対象森林：森林法第5条に規定する地域森林計画区域内にあるスギ・ヒノキ等で、施設等が隣接し伐採や搬出が困難な人工林（隣接する第2条森林を含む）
- 3 作業形態：小面積皆伐及び単木伐採等（現場条件で必要範囲）
- 4 補助金額：事業経費（調査費、伐採費等）の4/5以内

【事業経費（補助対象経費）内容】

- 1 伐採費等
 - ①伐採・整理経費（現地利用含む）
 - ②立木補償費
 - ③植栽経費
 - ④その他伐採に必要な経費
- 2 事務費等
 - ①調査・測量費等
 - ②報償費

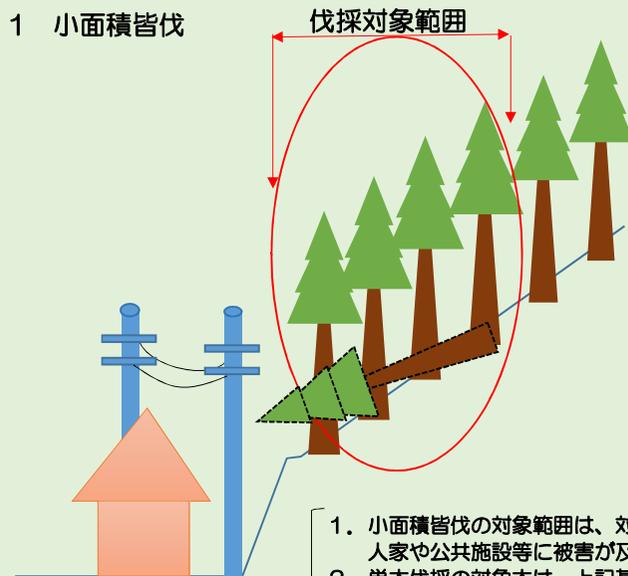
【事業条件】

搬出困難地とは・・・

人家や公共施設（電線・線路・道路等）が隣接しているため、伐採や搬出が物理的に困難な場所又は標準的な伐採・搬出経費では採算がとれない等の理由により森林の整備が出来ない場所。（いわゆる「特殊伐採」等を要する場所）

【伐採可能範囲】

1 小面積皆伐



1. 小面積皆伐の対象範囲は、対象木が台風等で倒れた場合に、人家や公共施設等に被害が及ぶと想定される範囲とする。
2. 単木伐採の対象木は、上記基準に則し個々に判断する。
3. 植栽を行う場合特に樹種の指定は無いが、事業効果を長期的に継続させるため、低木のものを植栽することが望ましい。
4. 植栽木の保育管理については、この補助金は適用できない。

2 単木伐採

